

令和 5 年 第 4 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 5 年 11 月 30 日 提 出

目 次

同意第19号	人権擁護委員の推薦について	1
議案第35号	東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について	2
議案第36号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	16
議案第37号	東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	18
議案第38号	東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	20
議案第39号	災害応急対策等のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について	23
議案第40号	東浦町空家等対策協議会条例の一部改正について	24
議案第41号	東浦町ふれあい広場条例の一部改正について	25
議案第42号	令和5年度東浦町一般会計補正予算（第8号）	別添
議案第43号	令和5年度東浦町一般会計補正予算（第9号）	別添
議案第44号	令和5年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別添
議案第45号	令和5年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	別添
議案第46号	令和5年度東浦町土地取得特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第47号	令和5年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別添
議案第48号	令和5年度東浦町水道事業会計補正予算（第1号）	別添
議案第49号	令和5年度東浦町下水道事業会計補正予算（第1号）	別添
議案第50号	指定管理者の指定について（東浦町福祉センター）	26
議案第51号	町道路線の認定について	27

同意第 19 号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和5年11月30日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

菅 野 純 子

東浦町大字石浜 昭和45年生

提案理由

人権擁護委員菅野純子の任期が、令和6年3月31日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

議案第 35 号

東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額 に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分 の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の 在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得 た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100 分の 120」とあるのは「100 分 の 67.5」と、「100 分の 125」とあるの は「100 分の 70」とする。</p> <p>4 から 6 まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額 に、町長が規則で定める基準に従い任 命権者が定める割合を乗じて得た額と する。この場合において、任命権者が 支給する勤勉手当の額の、次の各号に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額 に、<u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、 基準日以前 6 か月以内の期間における 当該職員の在職期間の次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100 分の 120」とあるのは「100 分 の 67.5」とする。</p> <p>4 から 6 まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額 に、町長が規則で定める基準に従い任 命権者が定める割合を乗じて得た額と する。この場合において、任命権者が 支給する勤勉手当の額の、次の各号に</p>

<p>掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで 略</p>	<p>掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで 略</p>
---	--

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	

9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	

47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	

85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				
120		303,700				
121		304,100				
122		304,300				

	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900
	2	148,100	201,200	221,000
	3	149,100	202,200	221,900
	4	150,100	203,000	222,800
	5	151,200	203,700	223,800
	6	152,300	205,200	225,100
	7	153,400	206,500	226,300
	8	154,400	207,600	227,400
	9	155,300	208,900	228,700
	10	156,400	209,600	230,300
	11	157,500	210,400	231,800
	12	158,600	211,100	233,000
	13	159,500	212,200	234,100
	14	160,600	213,100	235,300
	15	161,800	214,000	236,500
	16	162,900	214,800	237,400
	17	164,000	215,700	238,000
	18	165,400	216,700	238,400
	19	166,700	217,600	238,800
20	167,900	218,500	239,300	

21	169,000	219,200	239,800
22	170,200	220,000	241,100
23	171,400	220,800	242,300
24	172,600	221,400	243,200
25	173,700	222,100	244,300
26	175,200	222,600	245,500
27	176,700	223,000	246,700
28	178,200	223,500	247,900
29	179,600	224,100	248,700
30	181,000	225,100	249,800
31	182,500	226,000	251,000
32	184,000	226,600	252,100
33	185,400	227,100	253,200
34	187,100	228,100	254,100
35	188,800	229,100	255,000
36	190,500	230,100	256,000
37	192,200	230,600	257,000
38	193,300	231,700	257,800
39	194,700	232,800	258,600
40	195,800	233,800	259,500
41	196,800	234,500	260,400
42	198,200	235,500	261,300
43	199,400	236,400	262,200
44	200,600	237,200	263,200
45	202,100	238,000	263,800
46	203,100	238,800	264,700
47	204,000	239,500	265,700
48	205,100	240,100	266,600
49	206,200	240,700	267,600
50	207,200	241,600	268,400
51	208,100	242,500	269,200
52	209,100	243,300	269,900
53	210,200	244,200	270,500
54	211,200	245,100	271,300
55	212,100	245,700	272,100
56	213,000	246,400	272,900
57	213,900	247,200	273,500
58	214,500	247,900	274,400

59	215,200	248,600	275,300
60	216,000	249,200	276,200
61	216,800	249,800	277,100
62	217,300	250,600	278,100
63	217,800	251,400	278,900
64	218,300	252,000	279,800
65	218,800	252,600	280,600
66	219,400	253,100	281,400
67	220,000	253,500	282,200
68	220,500	253,900	282,900
69	220,800	254,600	283,500
70	221,100	255,100	284,300
71	221,400	255,500	285,100
72	221,700	255,800	285,800
73	221,900	256,000	286,500
74	222,300	256,300	287,200
75	222,600	256,700	287,900
76	223,000	257,100	288,700
77	223,200	257,400	289,200
78	223,700	257,800	289,700
79	224,000	258,200	290,100
80	224,300	258,600	290,500
81	224,600	258,900	290,900
82	224,900	259,200	291,300
83	225,200	259,500	291,800
84	225,500	259,700	292,300
85	225,800	259,900	292,600
86	226,100	260,100	293,100
87	226,400	260,400	293,700
88	226,700	260,700	294,200
89	227,000	260,900	294,500
90	227,400	261,100	295,000
91	227,700	261,400	295,500
92	228,000	261,600	295,800
93	228,200	261,900	296,200
94	228,500	262,200	296,700
95	228,800	262,500	297,200
96	229,100	262,700	297,700

97	229,300	262,900	298,000
98	229,600	263,200	298,400
99	229,800	263,400	298,900
100	230,100	263,700	299,400
101	230,400	264,000	299,800
102	230,600	264,200	300,200
103	230,900	264,500	300,500
104	231,200	264,800	300,800
105	231,500	265,000	301,100
106	232,000	265,200	301,500
107	232,300	265,500	301,900
108	232,600	265,700	302,300
109	232,800	266,000	302,600
110	233,200	266,300	303,000
111	233,600	266,600	303,400
112	233,900	266,800	303,700
113	234,100	267,000	303,900
114	234,600	267,300	304,200
115	235,100	267,500	304,500
116	235,600	267,700	304,700
117	235,900	268,000	304,900
118	236,300	268,300	305,200
119	236,700	268,600	305,500
120	237,000	268,900	305,700
121	237,400	269,100	305,900
122		269,300	306,200
123		269,600	306,500
124		269,900	306,700
125		270,100	306,900
126		270,300	307,200
127		270,600	307,500
128		270,900	307,700
129		271,100	307,900
130		271,300	308,200
131		271,600	308,500
132		271,900	308,700
133		272,100	308,900
134		272,300	

	135		272,600	
	136		272,900	
	137		273,100	
定年前再任用短時間勤務職員		194,600	205,700	224,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額(円)	号給	給料月額(円)
1	<u>380,000</u>	1	<u>376,000</u>
2	<u>427,000</u>	2	<u>422,000</u>
3	<u>477,000</u>	3	<u>472,000</u>
4	<u>539,000</u>	4	<u>533,000</u>
5	<u>615,000</u>	5	<u>608,000</u>
6	<u>718,000</u>	6	<u>710,000</u>
7	<u>839,000</u>	7	<u>830,000</u>
2から5まで 略		2から5まで 略	
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)	
第9条 略		第9条 略	
2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例		2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例	

<p>(平成 26 年東浦町条例第 25 号) 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 175」とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>(平成 26 年東浦町条例第 25 号) 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 165」とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>
--	---

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 東浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 68.75</u>」とする。</p> <p>4 から 6 まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはな</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 67.5</u>」と、「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とする。</p> <p>4 から 6 まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはな</p>

<p>らない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 102.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 48.75</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで 略</p>	<p>らない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には 100 分の 100、12月に支給する場合には 100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には 100 分の 47.5、12月に支給する場合には 100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで 略</p>
---	---

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採</p>

用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「 <u>100 分の 122.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 170</u> 」とする。	用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「 <u>100 分の 120</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 165</u> 」と、「 <u>100 分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 175</u> 」とする。
3 及び 4 略	3 及び 4 略

(東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東浦町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(報酬の額) 第 3 条 職員の報酬の額は、他の一般職に属する職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、その職種に応じて月額るときは <u>314,356 円</u> 、日額るときは <u>14,969 円</u> 及び時間額るときは <u>1,931 円</u> の範囲内において、町長が規則で定める額とする。この場合において、当該報酬の額は、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号。以下「給与条例」という。）第 10 条の 2 に規定する地域手当に相当する額を加算した後の額とする。	(報酬の額) 第 3 条 職員の報酬の額は、他の一般職に属する職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、その職種に応じて月額るときは <u>313,326 円</u> 、日額るときは <u>14,920 円</u> 及び時間額るときは <u>1,925 円</u> の範囲内において、町長が規則で定める額とする。この場合において、当該報酬の額は、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号。以下「給与条例」という。）第 10 条の 2 に規定する地域手当に相当する額を加算した後の額とする。
(期末手当) 第 10 条 略 2 及び 3 略 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 122.5</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第 10 条 略 2 及び 3 略 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額とする。
5 及び 6 略	5 及び 6 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条から第 5 条までの規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の東浦町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例

の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

職員の給与を改めるため提案するものである。

議案第 36 号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 41 年東浦町条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)においては任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号) 第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)においては任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号) 第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p>

第 2 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)にあつ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)にあつ</p>

<p>ては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>	<p>ては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

議会の議員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 37 号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和 61 年東浦町条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p>

第 2 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額を期末</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額を期末</p>

手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の職員で常勤のもの期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 38 号

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年東浦町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(1 週間の勤務時間)	(1 週間の勤務時間)
第 2 条 略	第 2 条 略
2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「 <u>育児休業法</u> 」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「 <u>育児短時間勤務</u> 」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「 <u>育児短時間勤務職員等</u> 」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった勤務の内容。以下「 <u>育児短時間勤務等の内容</u> 」という。）に従い、任命権者が定める。	2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「 <u>育児短時間勤務</u> 」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「 <u>育児短時間勤務職員等</u> 」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった勤務の内容。以下「 <u>育児短時間勤務等の内容</u> 」という。）に従い、任命権者が定める。
3 略	3 略
4 <u>育児休業法</u> 第 18 条第 1 項又は東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 4 条の規定により採用された職員（以下「 <u>任期付短時間勤務職員</u> 」と	4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u> 第 18 条第 1 項又は東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 4 条の規定により採用された職員（以下

<p>いう。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略 (休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間及び子育て部分休暇</u>とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第20条の2第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの<u>給与額</u>を減額する。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前条第3項の規定は、介護時間について準用する。</u></p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第15条の3 <u>子育て部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の対象となる職員を除く。)が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p>	<p>「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略 (休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇<u>及び介護時間</u>とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第20条の2第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの<u>給与</u>を減額する。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>介護時間については、給与条例第20条の2第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p>
--	---

<p>2 <u>子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>第15条第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。</u> (病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間及び子育て部分休暇の承認</u>)</p> <p>第16条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>(病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>の承認)</p> <p>第16条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、<u>介護休暇及び介護時間</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
--	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

職員の休暇の種類に子育て部分休暇を加えるため提案するものである。

議案第 39 号

災害応急対策等のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

災害応急対策等のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

災害応急対策等のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害応急対策等のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例(昭和 38 年東浦町条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号) <u>第 26 条の 8</u> において準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> (以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号) <u>第 44 条</u> において準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> (以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害応急対策等のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、令和 5 年 9 月 1 日から適用する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 40 号

東浦町空家等対策協議会条例の一部改正について

東浦町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

東浦町空家等対策協議会条例（平成 30 年東浦町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。） <u>第 8 条第 1 項</u> の規定に基づき、東浦町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。	(設置) 第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。） <u>第 7 条第 1 項</u> の規定に基づき、東浦町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 41 号

東浦町ふれあい広場条例の一部改正について

東浦町ふれあい広場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町ふれあい広場条例の一部を改正する条例

東浦町ふれあい広場条例（平成 21 年東浦町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
臨江寺ふれあい広場の項から門田中ふれあい広場の項まで 略		臨江寺ふれあい広場の項から門田中ふれあい広場の項まで 略	
<u>西午新田ふれあい広場</u>	<u>東浦町大字生路字西午新田 40 番地の 32</u>	<u>西午新田ふれあい広場</u>	<u>東浦町大字生路字西午新田 40 番地の 32</u>
<u>西午新田中ふれあい広場</u>	<u>東浦町大字生路字西午新田 34 番地の 10</u>		
生路前田ふれあい広場の項から藤江前田ふれあい広場の項まで 略		生路前田ふれあい広場の項から藤江前田ふれあい広場の項まで 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

西午新田中ふれあい広場を設置するため提案するものである。

議案第 50 号

指定管理者の指定について（東浦町福祉センター）

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称等

(1) 名称

東浦町福祉センター

(2) 位置

東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1

2 指定管理者に指定する団体の名称等

(1) 名称

社会福祉法人東浦町社会福祉協議会

(2) 代表者

会長 恒川 渉

(3) 所在地

東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1

3 指定管理者の指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由

東浦町福祉センターの指定管理者に、社会福祉法人東浦町社会福祉協議会を指定するため提案するものである。

議案第 51 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
4 3 8 3	石浜 383 号線	東浦町大字石浜字三本松 1 番 134	
		東浦町大字石浜字三本松 1 番 123	
5 1 8 7	生路 187 号線	東浦町大字生路字西午新田 34 番 26	
		東浦町大字生路字西午新田 34 番 39	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。